

## 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の実施要領の運用

### 1 調達地域の変更による設計変更について

「地域」の資材は「地域」内から調達することを基本とし、「地域」内から調達することが困難となりやむを得ず「地域」外から調達せざるを得なくなった場合において設計変更を行う。

### 2 調達地域の変更による設計変更手順等

(1) 受注者は資材を遠隔地から調達する変更をしたい場合は、変更としたい資材及び理由を「工事施工協議簿」に記載するとともに次の必要な資料を添付し工事監督員と協議する。

ア 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由（地域内に建設資材が無い旨の証明資料）

イ 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格・形状及び製造・生産工場の名称及びそれを証明する資料（「品質規格証明書」等）

ウ 製造・生産工場を選定した理由（調達できる最低価格であることを証明する資料）

エ 輸送起点・経路図

オ 見積書

カ 資材を遠隔地から搬入する前までの出来高数量

キ その他、工事監督員が必要と思われる事項

(2) 発注者は、提出された資料をもとに変更内容について承諾する場合は「工事施工協議簿」により受注者に通知する。

(3) 受注者は、購入費及び輸送費にかかる協議を了し、その使用した建設資材について取引単価調書（様式1）に記載し原本提示の上、次の書類を工事監督員へ提出する。

ア 取引価格が証明出来る資料（契約書等）の写し

イ 使用証明資料（納品書等）の写し

ウ 上記の提出資料は、次の項目について記載されていなければならない

受注者名、納品者名、本工事の契約事業名、使用資材名、規格・形状、使用（納品）日、使用（納品）数量

(4) 発注者は、原本と写しが同一であるか確認し、全ての資料が整った後、設計変更手続きを行う。その場合、設計対象数量は設計数量（割増を含む）とし、変更単価は地域の実勢価格と取引価格のいずれか安価な単価とする。

### 3 単品スライドについて

遠隔地からの建設資材調達に係る場合であっても、工事請負契約書第22条第5項（以下「単品スライド条項」という。）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド条項による請負代金額の変更をする場合は、事前に遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更を行った後に、単品スライド条項の設計変更を行う。

### 4 留意事項

(1) 対象資材の規格は、当初契約締結時の規格とする。ただし、発注者との協議により、規格の変更が承認された資材については、承認後の規格とする。

(2) 取引価格が証明できる資料（契約書等）や使用証明資料（納品書）等で必要事項が確認できない場合又は原本の提示がない場合等、工事現場に納入したことを証明する資料として適切でないと判断される場合には、契約変更の対象としない。